

研究所ニュース No.90

りべらしおん

「りべらしおん」は、フランス語で「解放」という意味です。

発行：公益社団法人 福岡県人権研究所
〒812-0046 福岡市博多区吉塚本町13-50 福岡県吉塚合同庁舎4階 TEL 092-645-0388
FAX 092-645-0387 E-mail:info@f-jinken.com URL:<http://www.f-jinken.com/>

松本 龍 本研究所元理事 を偲んで

2018. 10. 16 (火) 於 ホテルオークラ福岡



写真提供：解放新聞社

10月16日(火) ホテルオークラ福岡で、7月21日に逝去された松本龍さんとのお別れ会がしめやかに行われました。当日は、県内外から多くの方が参列し、花を手向け、ご逝去を惜しみつつ松本龍さんとの思い出を語り合う場になりました。本研究所でも長年理事として貴重な史資料の寄託や研究所の運営など多大なご支援をいただきました。心からご冥福をお祈りいたします。

「解放新聞(2018.11.5)」から、寄せられたメッセージを抜粋して一部を紹介します。

組坂繁之部落解放同盟中央執行委員長から；「偉大な解放の父、松本治一郎先生を養祖父とし、松本英一参議院議員・元中執・元福岡県連委員長を父として育った松本龍副委員長は、言葉で表せないプレッシャーを背負いながらも、その使命感から懸命に部落解放=人間解放の大道を必死に歩き、追い求めた。『人権擁護施策推進法』『人権教育・啓発推進法』『部落差別解消推進法』制定にも大きな力をいただいた。2010年 環境大臣兼防災大臣となった。部落解放運動のリーダーが初めて大臣となった。生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)では、議長として誠心誠意、多くの国の代表と接し、困難とされた議定書の合意に結びつけ、後に『解放運動で培った人間を尊重する大切な教えが成功につながった』と語った。『受けて忘れず、施して語らず』。この松本治一郎先生の教えのように、松本龍副委員長も多くの重要な役割を果たしても成果を公言せず、他人に手柄を譲るような徳を積む人だった。松本龍副委員長が、よく口にされた『よき日の為めに』を求める、悲しみを乗り越えてすすもう。長い間ご苦労さま、お疲れさまでした。」

映画監督でタレントのビートたけし(北野 武)さんから；「音楽と映画が好きで、与野党関係なく多くの政治家から信頼されていたとお聞きしています。新潟水俣病の被害者と面会し、環境相としてはじめて謝罪されました。立場の弱い人に真摯に接せられるお人柄が偲ばれます。大臣辞任後、そして政界引退後も被災地への訪問や自治体関係者、被災地選出の与野党議員との交流を続けられ、熊本で開かれる水俣病の慰靈祭も毎年のように参加されていたと聞いています。被災者や水俣病患者に寄り添う活動をつづけられていたことに人間松本龍さんの活動の本質をみたような気がします。67歳の早すぎる旅立ちは残念でなりません。松本龍さんの遺志は関係団体によって永遠に引き継がれていくことでしょう。どうぞ安らかにお休みください。」

(事務局)

2018. 10. 23 (火)

2018年度 啓発担当者のための人権講座 テーマ「部落差別の現在と人権教育・啓発の課題」

10月23日(火)、「2018年度啓発担当者のための人権講座」を、一般財団法人福岡県部落解放センター(福岡市博多区)で開催しました。本講座は、県内各市町村と企業の人権啓発担当者及び教育関係者、研究者、運動体のみなさん方を主な対象として開催しているもので、今年度で4回目になります。

「部落差別の解消の推進に関する法律(「部落差別解消推進法」)」が施行されて3年目となる今年度は、「部落差別の現実を直視し、その現実を多様な切り口から考察し、今後の人権教育・啓発の展望を明らかにすること」をテーマに開催しました。当日は、158名の参加があり、大分県別府地区人権・同和教育研究協議会からは、フィールドワークを兼ねて29名の参加がありました。

◇ ◇ ◇



(川口泰司さん)

第一部は、川口泰司さん(一般社団法人山口県人権啓発センター事務局長)による講演「ネット社会における部落差別の現実と今後の課題」。

川口さんは、「部落差別解消推進法」

成立の主な要因や背景である「情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じている」を中心、「ネット上の部落差別の実態について」「ネット対策について(行政にできることについて企業にできること、個人や団体でできること)」を、次のように話されました。

① ネット上の部落差別はまさに深刻で、偏見に満ちた悪質な差別情報(書き込み、投稿動画等)が氾濫しているだけではなく、電子版部落地名総鑑がネット投稿され拡散している状況にある。同和地区の所在地を地図化、部落出身者リスト、解放運動団体

役員の個人名・住所・電話番号等までもが無条件公開の状態である。

これに対してネット被害者は個人対応が求められているのが現状で、法務省のネット人権侵害への対応は、本人がプロバイダーに削除依頼するというので、プロバイダーが海外であれば、個人対応はとても難しいというのが実態である。

② ネット対策について、行政ができることとして「モニタリングと削除要請」「相談窓口の設置」「通報窓口の設置」「プロバイダー責任制限法の改正要請」、企業でできることとして「差別サイトからの広告撤退」「利用規約に『差別禁止』規定を設ける」「企業自身がモニタリングする」、個人や団体でできることとして「情報発信(カウンター投稿とデマの否定)」「違反通報」「ネットを活かした反差別・人権運動の展開」「差別禁止法の制定要求」を挙げ、大事なことは悪質な差別サイトをクリックしないこと。クリックすれば検索の上位にランクされることになり、広告収入をやることにもつながる。

最後に、このような部落差別を取り巻く現状を踏まえ、部落差別を解消するための取り組みを進めていくために、最低限の部落問題学習・研修の徹底を訴えました。

◇ ◇ ◇

第二部は、星野操さん(筑紫野市総務部

人権政策・男女共同参画課京町隣保館長)および藤田賢史さん(同課職員)から、今年の2月に隣保館に書かれた差別落書きについて、「差別落書き・差別発言と向き合って」と題して問題提起がなされました。

星野さんは、隣保館のこれまでの活動や施設に込められた思いを踏みにじる差別落

(星野操さん)

・差別発言と向き合って」と題して問題提起がなされました。

星野さんは、隣保館のこれまでの活動や施設に込められた思いを踏みにじる差別落

書きが起こったことを受け、被差別当事者の思いや願いに寄り添いながら「被差別部落に対する偏見や社会の規範を変えていくこと」の必要性を訴えられました。最後に「差別をしないのがゴールではない。差別をなくす人に高まっていくことが大事です」と締めくくりました。



(藤田賢史さん) て自らをふりかえり、自分が何事も差別する側にいて考えて

ア / イ / ケ / ノ / ト / カ / ら

○ネットにおける差別の怖さや危険性は感じていましたが、ネット差別への対策に一刻の猶予もないということを痛切に感じました。

○とても心に残ったのは、サイレント・マジョリティです。大多数の人は、そうでない人を抑圧している、それを十分に心に留めておかないと、自覚せずに差別をしていくのだろうということ。社会がおかしい方向に流れていくのを止めるのには、そういう自覚であることを改めて思いました。私もそ

ういう一人であるよう研修をしっかりしていきたいです。

○話を聞いて危機感を覚えました。インターネットで調べると何でも出てくる時代の中で、何が正しいかを見極める力をつけていかなければならぬと思いました。

また、差別はがき(年賀状)に怒りを感じました。川口さんの悔しい

思いに涙が出ました。一人でも多

くの人に差別のおかしさを伝えることができるよう学び、啓発をしていきたいと思いました。

○とても心に残ったのは、サイレント・マジョリティです。大多数の人は、そうでない人を抑圧している、それを十分に心に留めておかないと、自覚せずに差別をしていくのだろうということ。社会がおかしい方向に流れていくのを止めるのには、そういう自覚であることを改めて思いました。私もそ

ういう一人であるよう研修をしっかりしていきたいです。

○お二人の方の「問題提起」を聞き考えさせられました。今後の実践に結びつけて行きます。

○本市でも、差別はがきや差別落書きが近年発生しています。その事件、事象を行政の担当者として市民啓発につなげていきます。またどこでも起こりうる課題として受け止めました。

○グループ討議で色々な方の意見が聞けて良かったです。初めて参加させていただきました。川口さんのお話を楽しみにしていたのですが、その他の方々の話もとても勉強になりました。

○意見交流の時間、企業の方や各地の行政の啓発担当者との意見交流できましたことや全体での発言が、これから自分がなすべきことの参考になりました。

2018年8月25日(土)～26日(日)

第37回九州地区部落解放史研究集会 in熊本

第37回九州地区部落解放史研究集会が、8月25日(土)～26日(日)、熊本学園大学14号館にて開催され

ました。九州地区部落解放史研究集会は、スタート以来、一貫して部落解放史研究・部落解放史学習の確か

で豊かな内容を創造することをめざしてきました。

今回は「太鼓の履歴書」の題でくまもと文学・歴史館

館長の服部英雄さんの記念講演、長崎から「肥州長崎図」ネット公開について阿南重幸さんの報告、熊本からはこれまでほとんど語られなかった天草の被差別民についての矢野治世美さんの報告がありました。

◇ ◇ ◇

一日目は、開会行事の後、2本の報告がありました。

<報告1>は矢野治世美さん（熊本学園大学／熊本部落解放研究会）の「天草の被差別民」でした。18～19世紀の肥後国天草郡（幕府領）の被差別民について、先行研究や大庄屋文書などをもとに天草における被差別民の存在形態や地域社会との関係の研究報告でした。まず「被差別民の活動」として肥後国熊本藩領の死牛馬の集荷の中で天草に関する被差別民の活動、特に大庄屋文書から「薩州之被差別民」の活動。また、死牛馬の解体場所や死馬骨をめぐる被差別民と百姓の関係。さらに代官記録から、刑罰の執行のため長崎の島原藩から天草へ被差別民が派遣されたことなどについて報告されました。次に「被差別民の生活・役割」として、



(写真：会場の様子)

「被差別民の居住地・生活」、「被差別民の役割」の報告がありました。「役割」については盜賊などの探索、召

し捕り、胡乱者の追い払い。また、牢番や番人、刑吏など警察行政の末端としての働きについて報告がありました。

<報告2>は阿南重幸さん（長崎人権研究所）の「『肥州長崎図』ネット公開について」でした。「肥州長崎図」に関して、現在三種類の絵図がウェブ公開されており、いずれも差別的呼称が当該地に掲載されている。差別的な身分呼称が記載されている古地図（絵図）について、これまで図書館や美術館での展示公開が問題とされ、論議されてきた。しかし、今日の被差別部落の位置が特定できる「古地図」がアーカイブ（資料がデジタル化）された歴史的資料としてインターネットを通して広く公開されることに一定の歯止めが必要ではないか、と提起されました。

展示や掲載をめぐり近年各地で問題化された事例から、「細やかな配慮」、「職員の学習」、「解説をつける」などの対応と、公開を推進した2001年の大阪人権博物館の開催にあたって次の原則が紹介されました。

- ①展示する博物館が、明確な差別問題の認識、意義と目的を持っていること。
- ②史料に対して正確な認識を持っていること（解説を付す）。
- ③当事者と向き合うこと。

また、(財)日本博物館協会が2012年に公表した「博物館の原則、博物館関係者の行動規範」には10の原則が掲げられ、そのうち規範2（尊重）では、「資料にか

かわる人々の多様な価値観と権利に配慮して行動する」とあります。しかし、図書館、公文書館の考え方について更に調べてみると、これら一定の制限は当該館での展示公開を前提にしたものであり、ウェブサイトでの公開についての考え方や基準については、必ずしも示されていません。

「資料や論文等のデータベース化と公開が進む流れは、もはや止めようがなく、悪意ある人がこれらを検索して、地名を暴く、地域を暴くことができ、実際に行われている。ウェブ公開の当事者である図書館等の関係者が『行動規範』として部落問題を視野に入れているのかどうかが問われる」と結ばれました。

◇ ◇ ◇

二日目は記念講演と共同研究者の花田昌宣さん（熊本学園大学／熊本県部落解放研究会／九州地区部落解放史研究協議会会長）のまとめが行われました。

<記念講演>は服部英雄さん（くまもと文学・歴史館館長）が「太鼓の履歴書－太鼓胴内墨書銘の収集と分析－」と題して行われました。福岡や岡崎など、北は盛岡から南は志布志まで、全国の太鼓店さんの協力を得ながら、既報告125に新規125の計250の太鼓胴内墨書の銘文を収集し、その分析の報告でした。①太鼓の歴史から製造地、製作者。②修理について。③同地、同名製作の太鼓＝「同一銘文」も現存。④神社の太鼓から「神社は太鼓の皮をけがれたものとみていない。ケガレ意識は神社には本来ない」とする内容。⑤大阪城時太

鼓、明石城時太鼓、唐津藩水軍太鼓などから、村として太鼓製作を請け負う等、幕府・藩と太鼓村の関係。⑥京都天部（余部）村橋本太鼓、渡辺村太鼓屋又兵衛、大和南都西之坂・東之坂（奈良）、江戸浅草、名古屋、国東（大分）、太宰府、堀口村・辻村など各地の太鼓や太鼓師についての詳細な紹介と、それぞれのつながりや関係。⑦中世の太鼓の張り替えと歌口のカットの形跡。

⑧誉田八幡管弦太鼓（大阪）の銘文から四天王寺伶人や社寺管弦方のこと。社寺の組織の中に楽器担当がいて、太鼓修理者もいたはずであり、起源は雅楽寮。太鼓や雅楽は大陸から伝わり、技術も伝わる。正倉院文書天平10年「伝馬死皮伍張価稻伍拾束」。律令国家も皮革を必要とし、技術を持つ者が生まれていたはずだがどの

ような存在かは不明等、さまざまな太鼓の銘文を詳細に分析された報告でした。「銘文」をそのまま公開すると、その中にある地名が今日の被差別部落の位置を特定できることになりかねない危険性も指摘されました。

2019年第38回九州地区部落解放史研究集会は、長崎県で開催される予定です。（理事:井上 法久）

2018年9月26日（水） 北九州人権フォーラム21 第67回市民講座
公益社団法人福岡県人権研究所 2018年度第2回啓発担当者のつどい
「部落差別解消推進法」の具現化に向けて
～たつの市の「部落差別の解消を進める条例」制定のとりくみから～

講師 根本 親良さん（たつの市民主化推進協議会代表）

2018年9月26日北九州市商工貿易会館で標記の演題の講演がありました。たつの市は、兵庫県姫路市の西隣にあり人口75,837人（2018.4.1現在）。2005年10月1日に龍野市、揖保郡新宮町、揖保川町、御津町が合併してできた市です。旧龍野市の中心部は、幕藩時代、龍野藩5万3千石の城下町でした。

講師の根本さん（写真）は、兵庫県職員の時から、退職された現在も部落解放運動に取り組まれています。私はたつの市の「部落差別の解消の推進に関する条例（2017年12月22日可決・成立：たつの市条例第18号）」がなぜ、このように早く制定されたのかを知りたいと思い参加しました。根本さんの熱意と行動力、大きなリーダーシップが原動力になっていたことがわかりました。

条例制定にあたり、たつの市は部落差別の定義を表記するかどうか、あるいは、部落差別に関わる人権侵害行為の規定をどのようにするか議論され、差別のとらえ方を

下記の3点で定義づけしています。
①部落差別とは、出身地や住んでいるところ、あるいは現在や過去をたどって、地縁・血縁関係に被差別部落出身者がいることを理由に差別をすること。

②差別とは、先入観などをもとに、特定の人々に対して不利益・不平等な扱いをすること。その人自身の能力や人格を評価せず、逆に本人が責任の負いようがない、あるいは本人の努力では解決しがたい事情を根拠として不利益を与えたり、人権侵害をしたりすること。

③人権侵害とは、部落差別の解消に否定的影響を与える言動や行動。

これらの差別のとらえ方が、すでにたつの市全体の共通認識になっており、その上で条例が必要であるか否かを議論し、条例に部落とは何か、部落差別とは何か、を表記しなくとも、たつの市においては「すでに市民共通の理解と認識が市民的合意形成としてなされている」と話されました。

この条例は、日本国憲法の理念を具現化し、すべての市民の人権を尊重する「たつの市人権尊重都市宣言（2006年12月26日決議）」を一步進めたものです。条例第1条に

は、「部落差別は存在する、部落差別は許されないものである、部落差別の解消を推進する、部落差別のないたつの市を実現する」の4点が明記されています。根本さんは、全國の地方自治史上、初めて部落問題の解決を目的とした条例であり、地方自治体が部落問題に真正面から取り組む姿勢を示したもので、2016年12月16日に国会で成立した「部落差別の解消の推進に関する法律」の理念が条例になったものであると、経過をまとめられました。このようなことが推進

<報告> 第4回世界ダリット会議in福岡 (2018年9月23日(土)～9月24日(日))



世界人権宣言70周年記念「第4回世界ダリット会議」が日本ではじめて、福岡市内のホテルで開催されました。この会議は、インドのダリット（カースト制度外の枠外におかれた被差別民）解放の父・アンベードカルさんと日本の部落解放の父・松本治一郎先生の意志を継承・発展させるもので、差別をなくし人権文化の創造をめざす国際会議です。カナダ、米国、インド、マレーシア、バーレーン、オマーンの6カ国のアンベードカル・インターナショナル・ミッション(AIM)の160人を含む250人が参加しました。主催はアンベードカル国際使節団、部落解放同盟（中央本部、九州地方協議会、福岡県連）で、本研究所など7団体による実行委員会が開催準備を進めてきました。

開会に先だって、筑後市の解放太鼓演奏とインドの踊りが披露され、故カンブレ・ラジュクマールAIM会長と故松本龍・元環境大臣に黙祷を捧げました。森山沾一実行委員長（本研究所前理事長）挨拶に続き、組坂繁之部落解放同盟福岡県連合会委員長の挨拶があり、日本AIMのゴドガ・スシャント会長が基調提案を行いました。

その後、小川洋福岡県知事をはじめとして、来賓挨拶が続きました。1日目は「世界の人権問題」、「ジェンダー問題」、「AIMの社会活動」について3カ国3人が報告。2日目は、「教育分野における挑戦」、「部落とダリット」「共同体単位での挑戦」、「政治と司法」、「ごみ拾いと尊厳のある仕事」の報告がありました。最後に、報告者全員でパネルディスカッションを行い、決議文を採択して閉会しました。

次回は、3年後カナダ開催です。（事務局）



「教育分野における挑戦」で発表する
ゴドガテ シャンティルプさん
(ホライズンジャパンインター
ナショナルスクール 5年生)

できたのは、同和対策事業特別措置法（1969年7月20日公布）を受け入れるにあたって、当事者問題として、部落問題を論議しあつたこと。この時の議論が下地になっている。徹底的に議論したことが受け継がれているかが、不安になっていると話されました。

今後、部落差別解消推進審議会の設置、実態調査の実施、部落差別解消の基本計画の策定を推進していく取り組みを続けていくと力強く語られました。

（理事：塚本博和）

第3回ジェンダー部会 2018. 10. 13(土) (部会員報告) 近代日本における女性同士の 親密な関係とホモフォビアの形成 福岡市ココロンセンター

10月13日（土）18時から福岡市人権啓発センター（ココロンセンター）交流室にて第3回ジェンダー部会を開催し、6名の参加がありました。今回は、部会員の赤枝香奈子さん（筑紫女学園大学）が、「近代日本における女性同士の親密な関係とホモフォビアの形成」というテーマで、近代の新聞・雑誌記事などを紹介しながら、日本での同性愛観がどのように形成され、女性同士の親密な関係がどのように不可視化されてきたのかを報告されました。

◇ ◇ ◇
同性愛に対する嫌悪を「ホモフォビア」というが、その表れ方は多様である。差別的言動、無視、暴力や虐待、矯正レイプなど。

日本では女性同士の同性愛に対するホモフォビアは、「本物ではない」として存在を消去される、という形で表れているのではないか。

1911年に起きた女学校卒業生同士の心中事件をきっかけに、「同性愛」という用語、概念が用いられ始めた。主に女学校における女学生間の親密な関係が注目されたが、これらの「同性愛」は一時的なもの、いつかはその関係を卒業し、異性との眞の恋愛に目覚める一過程として捉えられた（「仮の同性愛」）。

1930年代には「美」と結びついた女性性を含む「男装の麗人」のイメージが登場する。「男装」は同性愛のあきらかな指標とされていたが、「男装の麗人」においては、それは「脱ぎ捨て」「女に戻る」ことが可能とみなされ、「眞の同性愛」は不可視化されていく。

戦後1940年代後半には、女学生時代の同性愛（＝エス）にポルノグラフィックな描写が登場する。1950年代には、女性の同性愛について、「エス」のような女学生のプラトニックな関係から、大人同士の「本格的な＝肉体的な」関係を意味する状況へ変化し、そのような主体や関係が「レズビアン」と呼ばれるよ

うになった。1960年代半ば頃から、「レズビアン」という語は日本の事例と結びつき、定着していった。1970年代以降は、もっぱら性的な側面が強調され、ホモフォビアが変質／強化されたと考えられる。

「女性／男性はこうあるべき」というジェンダー規範には、異性愛者であるべきというセクシュアリティ規範が織り込まれているが、ジェンダーの越境は困難である。また「性的なもの」は恥ずかしいこと、汚らわしいこととされ、隠している限りは批判されないが、表沙汰にしようとすると強い非難を受ける。これらがレズビアンの不可視化を招いているのではないだろうか。

<感想から>

○はじめての内容で大変興味深かったです。性的少数者に限らず、日本社会「性的なもの」に対するタブーの深さ、不自由さを痛感しました。多くの人に聞いて欲しかったです。

○レズビアンについて少しわかりましたが、まだ、入り口という気がします。もっと、たくさん学ぶ必要を感じました。

<お知らせ>

「世界人権宣言」70周年記念集会

日時：2018年12月22日(土)

受付 12:30 開会 13:30～閉会 16:30

会場：パピヨン 24（3階） ガスホール

（福岡市博多区千代 1-17-1 電話 092-633-2222）

主催：「『世界人権宣言』70周年記念集会」

実行委員会（委員長 内田博文 九州大学名誉教授）

参加費（含資料代）：3,500円

内容：世界人権宣言70周年記念シンポジウム

「人権社会確立の展望」

問題提起（50音順）

◇熊本理抄さん ◇組坂繁之さん

◇武者小路公秀さん ◇友永健三さん

コーディネーター

◇森山沾一さん（本研究所前理事長、理事）

連絡先：電話 092-651-7333（同実行委員会）

事／務／局／日／誌／か／ら (2018年8月28日～10月31日)

8月

- 28 火 第14回事務局会
- 9月
- 3 月 リバティおおさか朝治館長、芸備近現代史研究会割石会長が資料調査のため来所
- 4 火 第15回事務局会
- (～5日まで)
- 6 木 *ダリット国際會議事務局会
- 8 土 第4回部落史研究部会兼史・資料プロジェクト(古賀市)
第4回教育部会(福岡市)
- 11 火 第16回事務局会 編集委員会
- 15 土 第2回ジェンダー部会(福岡市) 第5回啓発部会(福智町)
- 16 日 松本龍さんとのお別れの会(福岡市)
- 18 火 第17回事務局会
- 19 水 第96回松本・井元研究会
- 22 土 *ダリット国際會議①(福岡市／P6 報告参照)
- 23 日 *ダリット国際會議②(福岡市)
- 24 月 第3回執行理事会
- 25 火 人権教育の創造プロジェクト(須恵町)
- 26 水 北九州人権フォーラム 21市民講座兼「第2回啓発担当者のつどい」(北九州市／P5 報告参照)
- 27 木 「同和問題に取り組む宗教者連絡会」フィールドワーク①(福岡市)
- 28 金 「同和問題に取り組む宗教者連絡会」フィールドワーク②(福岡市)
- 10月
- 2 火 第18回事務局会
- 9 火 第19回事務局会
- 12 金 八幡地区企業同和問題推進連絡会フィールドワーク(北九州市)
- 13 土 第5回部落史研究部会兼史・資料プロジェクト(古賀市)
第3回ジェンダー部会(福岡市／P7 報告参照)
- 16 火 第20回事務局会 第2回部会長会
- 17 水 第97回松本・井元研究会
- 20 土 第57回福岡県人権・同和教育研究大会(北九州市)
- 23 火 啓発担当者のための人権講座(福岡市／P2 報告参照)
別府地区人権・同和教育連絡協議会フィールドワーク(「人権講座」参加)
- 24 水 別府地区人権・同和教育連絡協議会フィールドワーク(福岡市早良区)
- 26 金 監査①
- 30 火 第21回事務局会

※ 住民意識調査や実態調査等の受託事業に関する調整・事務、研究・研修や教育・啓発に関する相談業務、研修会の企画・運営、講師依頼への対応、補助金申請・報告や公益法人関係事務、関係機関・団体との連携・調整事務等については一部省略しています。(場所を示していないものは、研究所事務局で行っています。)

受託事業
フィールドワーク

本研究所では、フィールドワークの受託事業も行っています。八幡地区企業同和問題推進連絡会は、毎年フィールドワークを行っています。今年は、10月12日(金)小倉南区の北方で行いました。地域交流センターで地区の概要を聞いた後のフィールドワークでは、地元の方の説明を受けました。

参加者26名の心に残る体験となつたようです。
(事務局)

